

# 明治期法学者の法律用語観

## —民法典の翻訳を巡って—

南雲 千香子

### 1、はじめに

明治期の法律用語研究はその用語の変遷を中心に行われてきた<sup>1</sup>。しかし、なぜその用語に定着したのかという点については、それを立証する資料がほとんどなく、検証が困難なため、その部分にまでまだ考察が至っていない感がある。

法制史の分野では、日本学術振興会が昭和9年から昭和14年にかけて、司法省にある維新时期以降の立法関係の資料をタイプ印字した「学振版<sup>2</sup>」と呼ばれる資料群があることが知られており、当時の法令の成立過程がわかる非常に貴重な資料と位置づけられている。この資料群には、当時の法律草案の審議議事録が含まれており、当時の法律家・法学者達が法律の草案についてどのような議論を交わしているのかが克明に観察出来る。筆者はこの議事録を日本語学的な研究にも使用できないだろうか考えた。そこで、本稿では手始めに法律取調委員会の民法草案の審議の内容を記録した、民法草案議事筆記<sup>3</sup>の中から、当時の法学者の用語に対する発言について着目し、次のような法律用語観や実態を見出した。

- ①同音異義語は出来るだけ避ける。
- ②当時の日本でその漢語あるいは漢字がどのような場合に使われているかに即して用語を決める。
- ③出来るだけ新語ではなく、もともと存在している語を使用する。
- ④漢語で適当な訳が無かったとしても、音訳語にはしない。
- ⑤委員の中では箕作麟祥が字句の決定に大きな影響力を持っていた。

### 2、日本民法制定の歴史

まずは日本の民法がどのような流れを経て制定されたのか、日本民法制定の歴史を次の4つに区分して、それぞれの大略を述べる。

- I 期、明治政府におけるフランス民法の翻訳と移植
- II 期、お雇い外国人ボワソナードによる日本民法の起草
- III 期、民法編纂局の閉局から旧民法の公布
- IV 期、明治民法の公布

## I 期、明治政府におけるフランス民法の翻訳と移植

明治新政府は、幕末期に欧米列強と締結した不平等条約の撤廃に奔走していた。欧米は日本側に対し、不平等条約の撤廃の条件として、日本も西洋諸国と同様の法制度を制定することを要求した。それを受けて明治政府は江藤新平の主導の下、当時最も優れた法典だと考えられていたフランス法典を翻訳し、それを日本の法律に据えようとして計画し、箕作麟祥にフランス法典を翻訳するよう命じた。箕作が政府の命を受けて翻訳したフランス法典、『仏蘭西法律書』は、社会的にも大きな影響を与えることとなった。日本で最初の西洋法典の日本語翻訳ということから、当時の日本人に近代西洋法典の形を知らしめた。また、同書は裁判官が判決を下すにあたって有力な根拠となった。この箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』をもとに明治 5 年から日本人の手による日本民法の草案が作られることとなった。明治 11 年には最終的な民法草案が元老院に提出されることになるが、この民法草案は「敷写民法」と呼ばれるほど、フランス民法の影響を強く受けていた。

## II 期、お雇い外国人ボワソナードによる日本民法の起草

明治 13 年には、民法の草案を作成する組織である、民法編纂局が開局された。同局には、分任員と討議員がおかれ、分任員が作成した原案を討議員もくわわった総会で審議し、草案を作成していった。民法編纂局で実質的に重要だったのは、分任員による原案作成だった。分任員はお雇い外国人として来日していたフランス人法学者ボワソナード (Gustave Émile Boissonade de Fontarabie)、箕作麟祥、磯部四郎、黒川誠一郎の 4 名で、ボワソナードがフランス語で起草し、他 3 人は起草文の翻訳・整理を行った。しかし民法編纂局は民法の編纂を完了しないまま、政府の組織改編に伴い、明治 19 年 3 月に閉局することとなった。

## III 期、民法編纂局の閉局から旧民法の公布

民法編纂局の閉局後、明治 19 年 10 月から法律取調委員会で民法の草案の審議が開始された。ボワソナードの作った仏文草案を新たに訳し直す形で、宮城浩蔵、磯部四郎が「報告委員」となり、その翻訳と整理にあたった。そしてその翻訳案を取調委員会に提出するという流れで行われていた。この民法案は明治 22 年 1 月に元老院に付議され、7 月に議決。さらに枢密院の審議を経て明治 23 年 4 月 21 日に公布され、明治 26 年 1 月 1 日より施行されることが決まった<sup>4</sup>。

## IV 期、明治民法の公布

しかし、この民法典を巡って、実施延期を主張する延期派と予定通りの実施を主張する断行派との間で国論を二分する激しい論争が起こった<sup>5</sup> (通称、法典論争)。論争が起

こった理由には、欧米列強との条約改正交渉との関連や、帝国議会開設前の編纂完了を目指していたため、制定が急速に進められた結果、各審議機関で十分な審議がなされなかったことがあり、そのため、従来の日本の風習・慣習に対する顧慮が不十分であるとの批判<sup>6</sup>が噴出したことなどが挙げられる。結局明治25年11月、延期派による民法の内容を修正するための延期法案が貴族院・衆議院で可決され、法典論争は終結した。それを受け政府は、明治26年3月に法典調査委員会を発足させ、当時の帝国大学法科大学教授である、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の3人が民法起草委員となった。修正が行われた民法は段階的に公布され、明治29年4月に総則・物権・債権の前二篇が、明治31年6月には親族・相続の後二篇が公布された<sup>7</sup>。現在の日本の民法はこの時に作られた民法を一部改正したものである。

このように、日本に民法が制定されるまでの道のりは非常険しく、困難なものであったことがわかる。また、特定の個人の手による制定ではなく、組織による制定であり、お雇い外国人が積極的に関与していた時期もあった。

現在、前述のⅢ期に行われた、法律取調委員会での審議、及びⅣ期の法典調査会での審議の様子は議事録が残っており、当時の民法草案の制定の様子が観察出来る。本稿では、Ⅲ期の法律取調委員会での審議を取り上げ、この議事録に残る委員たちのやりとりから、特に字句に関する部分に着目し、委員たちの用語に対する姿勢を浮き彫りにしていきたい。

### 3、法律取調委員会の議事録からわかる法律用語の翻訳

#### 3-1 法律取調委員会について

##### 3-1-1 委員会の概要と委員会メンバー

すでに2で法律取調委員会について簡単に述べたが、もう少し詳しく説明したい。法律取調委員会は日本の各法典を起草するための組織である。この機関はもともと明治19年6月29日に外務省内に作られた。条約改正交渉の際、欧米諸国から条約改正の条件として、西洋諸国と同質の諸法典や法令を整備することを突きつけられたことが発端となり、組織されたものである。しかし、条約改正の内容が日本の主権を損なうものであったことから条約改正反対論が巻き起こり、結局各国との条約改正交渉は中止となった。それに伴い、当時の法律取調委員会委員長であった、外務省大臣井上馨は明治20年9月16日に引責辞任、委員長が司法省大臣山田顕義に交代されるとともに、管轄も外務省から司法省へと引き継がれた。職務である草案の作成について、民法典に関しては、民法編纂局時代にボワソナードが作成した草案（プロジェ）を、新たに訳し直す<sup>8</sup>という形で進められた。

次に示すのは司法省管轄になってからの委員会のメンバーである。

〈法律取調委員長〉

山田顕義<sup>9</sup>

〈法律取調委員（明治20年11月4日裁可時点）〉

細川潤次郎<sup>10</sup>、箕作麟祥<sup>11</sup>、鶴田皓<sup>12</sup>、清岡公張<sup>13</sup>、渡正元、村田保<sup>14</sup>

三好退蔵<sup>15</sup>、尾崎忠治<sup>16</sup>、西成度<sup>17</sup>、南部甕男<sup>18</sup>

（明治21年5月加入）

楨村正直<sup>19</sup>、尾崎三良<sup>20</sup>、北島治房<sup>21</sup>

〈報告委員〉（明治20年11月4日裁可時点、民法を担当していた者のみ挙げる）

今村和郎<sup>22</sup>、栗塚省吾<sup>23</sup>、井上正一<sup>24</sup>、寺島直<sup>25</sup>、奥山政敬<sup>26</sup>、工藤則勝<sup>27</sup>

（明治20年11月5日追加）

磯部四郎<sup>28</sup>、光妙寺三郎<sup>29</sup>、高野真遜<sup>30</sup>、熊野敏三<sup>31</sup>

〈外国委員〉

ボワソナード<sup>32</sup>、カークード<sup>33</sup>、モッセ<sup>34</sup>、テッヒョー<sup>35</sup>、ベルヒマン<sup>36</sup>、ロエスレル<sup>37</sup>、ルドルフ<sup>38</sup>

### 3-1-2 審議について

法律取調委員会の審議は調査案審議、再調査案審議、元老院修正意見に基づく審議の3段階があった。本稿では最初に行われた調査案の審議を主に取り扱うことにする。

どのように審議が勧められていたかの実例として、1条分の審議の様子を示したい。

=====

第五百四十一条朗読ス

第五百四十一条 相続人ノ間夫婦ノ間又ハ社員ノ間ノ共有権ニ各別ナル規則ハ第三編相続ノ章夫婦財産契約ノ章及ヒ会社ノ章ニ之ヲ定ム

（清岡委員）御尋ネシタイ「相続人ノ間」ト云フハ仏蘭西流デハナイカト思フガ、今日本ノ目玉デ見ルト、相続ヲスルモノト、相続ヲサセルモノトノ様ニ見ヘルガ、然ウデハアルマイ、相続人ハ幾ラモアルカラデセウ、然ウスルト、日本デハ相続人ハ幾ラモアルト云フ、相続法ガ違テ居ルカラ或ハ其争ヒデモ生ズル時ガアラウガ、普通相続法ハ仏蘭西辺リノ法ト違フガ

（栗塚報告委員）自身ニ申スモ如何デスカ、私ノ親父ノ死ニマシタ時、妹ヤ母親ハ私程ノ権利ハナイニセヨ、筆筭ハ妹ガ嫁ニ行ク時貰テ行クトカ、公債証書ハ弟ガ貰フト云ウコトハ、幾人モ相続ガアリマセウ、相続人ノ定マツタ以上ハ社会ニ対シテ一人ニセヨ、家ノ中ニハ随分アル、田

舎杯デ分家、別家ハ幾軒モアリマスカラ相続人ハ幾人モアロウト思ヒマス

(南部委員) ソレハ相続法デ定マルノdealカラ

(清岡委員) ソレハ相続トハ云ヘヌ、日本デ相続ト云フハ家名相続デアリマス

(栗塚報告委員) 家名相続ハ士丈ケデセウ

(清岡委員) 其相続ノコトガ定マラヌト此処ハ確定スルコトガ出来ヌ

(委員長) 意見ヲ聞テ定メマスガ財産相続モ出来ル様ニ作ル積リデアリマスカラ差支ヘナイ

(栗塚報告委員) 併シ相続人ガ一人ニナツタ時之レヲ削テモ宜イ

(委員長) 併シ一人ニナルコトハナイ、先キヘヤリマセウ

=====

法律取調委員会の略則には、「第一条 法律取調ノ目的ハ民法商法訴訟法ノ草案条項中実行シ能ハサルモノヤ否又他ノ法律規則ニ抵触スルコトナキヤ否ヲ審査スルニ在リ 故ニ法理ノ得失実施ノ緩急文字ノ当否ハ之ヲ論議スルコトヲ許サス」とあり、原則としては文字の審議はしないことになっていたが、実際には字句についても話題に上ることがしばしばあった。この字句についてのやりとりから、法学者達の法律用語観を探っていきたい。

### 3-2 議事録に残る法学者達の用語観(方針)

では実際に議事録の内容を詳しく見ていきたい。

#### 3-2-1 同音異義語の忌避

まず第 501 条の審議の様子を挙げる。

=====

(鶴田委員) 物ノ区別ハ物件デハイケマセンカ

(栗塚報告委員) 「件」ノ字ハ御座イマセン翻訳ノ方デハ「物」ト云フ字一字デ済マス  
コトニシマシタ

(鶴田委員) 是ヨリ先キニハ「物件」トイウ字ハ御座イマセンカ

(栗塚報告委員) 先ニハ御座イマセン、併シ物トアレバ「件」ノ字モ這入ツテ居ルモノナルト「ボワソナード」ガ申シマシタ

(箕作委員) 「物件」ト云フ字ハ止ヲ得ナイトキハ使ヒマスケレドモ物権、人権ト権利ノ権ノ字ト音ガ混同シテ音ノ不都合モアリマス

=====

この場面では、第 501 条が含まれている章のタイトルが「前置条例 財産及ヒ物ノ区別」と訳されており、鶴田はこのタイトルに含まれている「物」という語について「物

件」という語ではいけないのかと問いかけ、その返答として箕作は「物件」という語を使うと、「物権」という語と音が同じになってしまって不都合であると述べている。この例からは、同音異義語の用語が同音になることは避けたいという態度を見てとることが出来よう。

用語が同音になることについて言及されている例として、もう一つ第 530 条の審議の様子を挙げる。

=====  
(箕作委員)「強売」ト云フト、無理ニ売ルト云フ、押売リニ見ヘルソウデ御座イマス  
ガ、「バントホルセー」ト云フ字デ否ヤデモ強イテ売ラセルト云フ字ヲ用  
ヒマシタ  
(南部委員) 強イテ売ルノダカラ「強売」デ御座イマセウ  
(栗塚報告委員) 唯ダ「公売」と御読ミニナラス様ニ願ヒマス  
=====

530 条は法律取調委員会の原案では次のようになっている。(ボワソナードによる仏語原文も併せて示す。)

物ハ其所有者ノ債権者カ其代価ヲ以テ弁済ヲ得ル為メ強売ヲ請求スルコトヲ得ルト  
否トニ從ヒ差押フルコトヲ得ルモノアリ又差押フルコトヲ得サルモノアリ  
Les choses sont saisissables ou insaisissables, suivant que les créanciers de ceux  
auxquels elles appartiennent peuvent, ou non, en requérir la vente forcée pour  
être payés sur le prix.

この議事録の場面では、フランス語 *vente forcée* を「強売」と訳した理由について、箕作が説明している。ここでも「公売」という語と近い音になることを懸念して、栗塚が一言申し添えている

ちなみに *vente forcée* は法律取調委員会の創設の前に、民法の編纂を行った民法編纂局が作成した、元老院への上申案（明治 19 年 3 月 31 日上申）からすでに「強売」と訳されている。

(民法編纂局 上申案)  
物ハ債権者カ其代価ヲ以テ弁済ヲ得ル為メ強売ヲ請求スルヲ得ルト否サルトニ從ヒ  
差押フルヲ得ルモノ即得押物アリ又差押フルヲ得サルモノ即取押物アリ

しかし、法律調査委員会が作成した、元老院への上申案の段階になると、「強売」は「強制売却」となり、旧民法でも「強制売却」が使われることとなった。

(法律調査委員会 上申案)  
29 条 物ハ其所有者ノ債権者カ強制売却ヲ請求スルコトヲ得ルト否トニ從ヒテ差

押フルコトヲ得ルモノ有り差押フルコトヲ得サルモノ有り

〈旧民法〉

29 条 物ハ其所有者ノ債権者カ強制売却ヲ請求スルコトヲ得ルト否トニ從ヒテ差押フルコトヲ得ルモノ有り差押フルコトヲ得サルモノ有り

### 3-2-2 語の用法の吟味、既存語の優先的な使用

まず、第 518 条の審議をみてみたい。

=====

(清岡委員)「本性」ト云フハ是迄性質タリト云テ居タラ本性ト變ヘタハ理由ガアリマセウカ

(栗塚報告委員)「質」ト云フ字ハナイト云フノデ質ト云フ字ヲ使ヒマセヌ「カラ<sup>(マツ)</sup>リテル」ト云フ字ヲ使ツテ居ル時分ニハ「性質」ト云フ字ヲ日本語ニ現ハサナケレバナラヌコトガアル、此ノ「カラ<sup>(マツ)</sup>リテル」ト「ナチウル」天性ト書ケナケレバナラヌコトデアリマスカラ性質ト云フ字ヲ使テ仕舞訳ニハ行カヌ又他ノ性質ト云フ字ヲ使ハナケレバナラヌコトガアルカラ、ソレデ書カヌコトニ致シマシタ

(清岡委員)「本性」ト云フ字ハ日本デハ精神ニ関係シテ使テ居ル無神経ノ物ハ「本性」トハ云ハヌ石トカ、樹トカ云フ物ニ本性ト云フ字ハ用ヒナイ之ハ始終性質ト使テ居ルカラ斯ウ云ウ所ヘ本性ト云フ字ヲ使ウト馴レタラ格別少シ議論ヲ来シハシナイカ

(栗塚報告委員)何故性質ト書カズ本性ト書イタカナレバ「カラ<sup>(マツ)</sup>リテル」ト「ナチウル」トニツアリマス「ナチウル」ヲ「本性」トシテ「カラ<sup>(マツ)</sup>リテル」ヲ「性質」ト訳シタノデス之ハ「ナチウル」ダカラ「天性<sup>39)</sup>」トシテ差支ナイ

《中略》

(栗塚報告委員)本性トシタハ原語ノ「ナチウル」ト云フ字ヲ訳シタト御了解ヲ願ヒマス、「物ハ動産、不動産」ト云フヲ「動財、不動財」ト云フモ同一デアリマス

(委員長)詰リ文論ニ止ルガ「天性」ト云フ字ガ漢語ノ熟字ニアルカ知ラン

(村田委員)アリマストモ「性ハ天也」ト云フコトガアリマスカラ

(栗塚報告委員)「天ノ命ニ從フ之ヲ性ト云フ」杯御座イマス

(清岡委員)「本性」トイフハドウカ直シタイ

(村田委員)金銀デニモ質ノ良イノヲ「性」ガ良イト云フトキモ此ノ「性」ノ字デスネ

(委員長) 性が良イト云フネ

(南部委員) 性ト云フ字ハ「生レ」ト云フ字ダカラ

(尾崎委員) 宜カロウ

(村田委員) 「性」ノ字を説明シタガ六ヶ敷イ、孔子サヘモニ三代モ説イテ分カラナイカラ

(箕作委員) 孔子ハ六ヶ敷クツテモ法律取調委員ニハ六ヶ敷クナイ

(栗塚報告委員) 言葉ニ富デ居ル国ノ文字ヲ言葉ノ少イ国ノ字ニ訳スノダカラ無理ナコトモアリマス

(委員長) 先ヘヤリマセウ

=====

この第 518 条は民法編纂局の元老院上申案では次のように翻訳されていた（仏文はボフソナードによる草案原文）。

物ハ其性質一回ノ使用ニ因テ直ニ消費スルヲ得ヘキモノアリ又否ラサルモノアリ

Les choses sont, par leur nature, susceptibles ou non de se consommer par le premier usage.

この時点では、nature は「性質」と訳している。しかし、この法律取調委員会の調査案では、次に挙げるように nature を「本性」と訳している。

物ハ其本性ニ因リ一回ノ使用ニテ直チニ消費スルコトヲ得ヘキモノアリ又否ラサルモノアリ

これについて栗塚は、nature に「質」という意味合いが含まれていないこと、フランス語 caractère と訳語を変える必要があったことを理由に「本性」という語を使ったと説明している。

法律用語としての「物」は「物ハ最モ広キ意味ニ解スレバ有体ト無体トヲ問ハズ、天地ノ間ニ存スル森羅万象ヲ包含ス。故ニ此一地球及其地球上ニ存スルー切ノモノハ勿論、日月星辰モ亦是物ナリ。然レドモ法律上ニ於テ人ハ物ノ中ニ算入セザルヲ以テ、人ヲ除クノ外ノ万像ヲ総称スルノ義ニ解スベシ」（磯部四郎・服部誠一著『伊呂波引民法辞解』明治 27 年刊）と定義されており、「物」は人以外の生物のほか、無生物も含まれる。そこで清岡は「本性」という語は日本では精神についていう言葉であり、精神をもたない無生物も含む「物」に「本性」という語を使うのはおかしいと主張している。

「本性」という語は、「一切色本性不生。一切受想行識本性不生。」（『大般若波羅蜜多經』卷 422）などとあるように、数多くの経典に用例が見られ、『織田仏教大辞典』に「ホンシヤウ 本性〔術語〕 本来固有の性徳」、『仏教語大辞典』に「本性 ほんしょう①



常住不変な絶対の真実性。生まれついたままのもの。本来固有の性。本来のすがた。本体。」とあることから、元々は仏教用語であったものが、同様の意味で一般語としても広まったものと見られる「本来の性質」「生まれつき」という意味での「本性」は日本で古くから用いられている語である（〈 〉は割書部分）。

いにしへを思へば、わがためにしもあらず、心の本性にやありけむ（『蜻蛉日記』天禄元年十二月）

おのが心本性、立ち腹に侍りて、思ひやりなく物言ふこともなむ侍るを（『落窪物語』卷三）

いとあやしき本性にて、世の中に心をしむる方なかりつるを（『源氏物語』総角）

これならず、ひたぶるに色にはいたくも見えず、ただ御本性のけしからぬさま見えさせたまへば（『大鏡』地 太上天皇伊尹 謙徳公）

佐実といふ人、さかしだちたる本性にて（『十訓抄』第四ノ三）

めでたしと見る人の、心劣りせらるる本性見えんこそ、口をしかるべけれ（『徒然草』上 第一段）

これより前、越人、名四方に高く、人のもてはやす発句おほし。しかれども、ここに至りて初めて本性を顕すとはのたまひけり（向井去来『去来抄』先師評 元禄 15 年～宝永元年頃刊）

Het momaanzicht afleggen. 仮面ヲ脱グ（今迄ノ作り兒ヲヤメテ本性ヲアラハスヲ云）（桂川甫周著『和蘭字彙』安政 2～5 年刊）

HON-SHŌ, ホンシヤウ, 本性, n. One's original or natural disposition. Namayoi hon-shō tagawadz, a drunken man acts true to his nature. —ga tszita, has come to his senses.」（J.C.ヘボン著『和英語林集成』初版 慶應 3 年刊）

盖人の本性にカリオンチーあらざるなし」（西周「洋字を以て国語を書するの論」明治 7 年刊（「明六雑誌」所収）

霍氏曰く人は誰に限らず本性は同等貴賤の別なきを云なるものなり（中村正直訳「西学一般」明治 8 年刊（「明六雑誌」所収）

これらの例から、「本性」は特に人間の持つもとの性質や生まれつきの性格を表していることがわかる。

その一方で、無生物に対しても「本性」を使う例も存在する。『源氏物語』に「舌の本

性にこそはべらめ」(常夏)とある他、『去来抄』に「去来曰く「俳諧は新しき趣を専らとすといへども、物の本性をたがふべからず。」とある。津田真道は自身の著作「情欲論」(『明六雑誌』所収、明治6年刊)の中で、「然り而して遂に以て自由の本性を亡滅し國人一般奴隷卑屈の俗風となりたるが如く」とあるように、「自由」という概念に対して「本性」を使用している他、福澤諭吉も自身の著作の中で、「本性」を無生物に対して使用している。

而して其性質を知るの法は他物に比較して此れと彼れと相違する其箇条を枚挙して遂によく此の物の本性を探り得ることあり譬へば爰に鉄を得て其用法を案ずるに先づ之れを銅に比較し銅は軟らかにして鉄は剛し銅は曲がれども鉄は曲らずとの相違を知り始めて鉄を以て刃物を作るの工夫も起るが如し」

(『福澤文集』2篇2巻「薩摩の友人某に与るの書」 明治12年)

これらの例から、「本性」は多く人の気質についての語であるが、無生物に対しても使うことがあることがわかった。そこから栗塚は「本性」という語を *nature* の訳語として選択したと見られる。その一方で、「もともとの気質」という意味で、「本性」を無生物に対して使うのは、人間に対して使うのに比べて一般的な用法ではなかった。そのため清岡は「本性」を無生物に使うのはおかしいと指摘したものと思われる。実際に翻訳作業に携わった栗塚にしても *nature* を「本性」としたのは、「性質」という語を *caractère* の訳語としたために、*nature* には別の訳語を宛てなければならず、言わば苦肉の策であった。

さらに先を見ていくと、委員長の山田が「天性」という漢語が存在しているかどうかを他の委員達に尋ねている。山田は *nature* の訳語の候補として「天性」という語を挙げようとしたのだろうか。この「天性」という語の出典を気にしていることから、新漢語では無く、出来るだけ既に存在している漢語から選択しようという態度が伺える。山田の質問に対して、村田と栗塚は例を挙げて「天性」という語が元々存在している語であることを説明している。村田と栗塚が挙げた例については完全に一致するものは現在のところ発見出来ていないが、近い例としては、『礼記』に「人生而静、天之性也」、『中庸』に「天命之謂性、率性之謂道、修道之謂教」という例がある。

「天性」という語は『孝経』に「父子之道天性也。君臣之義也。」とあって、漢籍で用いられている語である。また、今昔物語に「弟子として頭蜜の正教を教ふるに、天性聡繁にして、習ふに随て明らかなる事限なし。」「天性として修験を好て、諸の山を廻り海を渡て、徒然草には「毀り笑はるるにも恥ぢず、つれなく過ぎて嗜む人、天性その骨なけれども、道になづまず」とある。主に「(人間の)生まれつき」「人間の生まれ持った性格」の意味で使われている。人以外の性質について「天性」を使った例としては、『沙石集』に次の例がある。

混沌未だ別れざりし時は、天地陰陽一気なし。仮相別れたれども、本一つなる故に、天性相即し感応道交して、凡聖も交徹し、淨穢を融即するを、本性の加持と云ふ。

『和英語林集成』（初版）には「TEN-SEI, テンセイ, 天性, n. Natural disposition, or temperament. —ni, naturally, constitutionally. Syn. UMARETSZKI」とある。

明治6年～7年に刊行された「明六雑誌」にも次のように用例が見られる。

候文となり和語に於ても奉る致す為め如し等を上に置く凡そ此等天性の言語を廃し他の言語を用ひんと欲するの蔽殷鑑的然たる者に非ず（西周「洋字を以て国語を書するの論」）

「我日本の人種は黄種なれども黄色を尚まず却て皮膚の白きを喜ぶ蓋し天性なり故に本来洋風を喜ぶの天性あり」（津田真道「想像論」明治7年刊）

「神を信ずるは人々固有の天性にして一般精神に善行の力を発生せしむる者たり」（杉享二「人間公共の説（三）」明治7年刊）

また福澤諭吉の著作にも次のように「天性」の用例が使われている。

されども錢を好むは人の天性なれば、その天性に従て、十分に之を満足せしめんとするも、決して咎むべきに非ず（『学問ノスゝメ』13編 「怨望の人間に害あるを論ず」 明治7年）

これらの用例から「天性」という語も、古くから日本で使われていた語であったことがわかる。

この後、「本性」という漢語は直したいが、「性」という漢字は当時の日本の使用例から考えるとこの条文にふさわしいのではないかという議論が続くが、nature をどう訳すかについての明確な決定はこの場では為されなかった。結局この条文の nature はこの審議後に出された再調査案、及び上申案では結局「性質」に戻し、明治23年に公布された「旧民法」でも「性質」となっている。

しかしながら、この518条の議論の例から、訳語を決める際に、委員達は日本語の用法に非常に注意を払っていたことを伺い知ることが出来る。また、その漢語が出典の明らかなものかにも気を配っている。これは言い換えれば、馴染みの少ない新漢語ではなく、出来るだけ古くから日本で使われていた語を使用したいという態度の表れということが出来るのではないだろうか。

馴染みの少ない語よりも古くから日本で使用されていた語を選択する例として、もう1つ第694条の審議の例も挙げておく。

=====

(村田委員) 「分限」デ宜イカネ「分限」ハ「資格」ニシタガ

(南部委員) 賃借権ニ「分限」ト云フハ入レテアリマス積リデス

(栗塚報告委員) 資格ト訳シ度クアリマシタガ、訴訟法デハ「分限」トヤリマシタカラト云フノデ「分限」ト致シマシタガ、意味ハ「資格」デ御座イマス

(松岡委員) 新規ナ字ヨリハ有リ来リノ方ガ宜シイナ

(西委員) 宜シイ

(南部委員) 宜シイ

=====

第 694 条は法律取調委員会の原案では次のように訳されている。(仏文はボワソナードによる草案原文)

法定ノ占有ハ占有シタル権利ヲ付与スヘキ本性アル権利行為ニ基クトキハ譲渡人ニ其分限ナキヲ以テ此効カヲ生スル能ハサルトキト雖モ之ヲ正名義又ハ正原由ノ占有ト称ス

La possession à juste titre est dite de bonne foi, lorsque le possesseur a ignoré les vices de son titre, au moment où il a été créé.

「分限」はフランス語 titre の訳語として使用されている。

この議論では titre の訳が「分限」で良いかどうか論点になっている。村田の「分限」でよいのかという問いかけに対し、栗塚は訴訟法の方で、「分限」という語にしているので、こちらでも「分限」にするという返答をしている。それを受け、松岡は「新しい言葉よりはありきたりな言葉の方がよい」と述べたわけである。

「分限」については、小野(1985)に詳細な論考がある。それによれば、漢籍に用例のある語で、「守るべき範囲」「身分の程度、限度」という意味で使用されていた。日本では鎌倉期に入るとそれらの意味の他、「土地の広さの程度」という意味が生まれ、室町時代前期には「金額の程度」を表すようになり、室町時代後期にはほとんどが「財産」に関する用例になるという。

しかし、室町時代以後、「身分の程度、限度」という意味が廃れてしまったわけではない。『和英語林集成』には初版から立項があり、「BUN-GEN, ブンゲン, 分限, n. Condition, place, social position, circumstances, station in life. —」とある他、『学問のすゝめ』初編(明治4年刊)に「これを嫌らひ自国の力をも計らずして妄に外国人を追払はんとし却て其夷狄に窘めらるゝなどの始末は実に国の分限を知らず」とあり、また「国民之友」に「宗教、裁判の事より以て四民の分限に至る迄、用意綿密、深慮到らざる所無く實に驚歎に堪へざるものあり」(吉田熹六「政体の基礎固からざれば政府常に顛覆の憂を免れず(一)」明治21年刊)とあるように、明治時代でも「身分の程度」とい

う意味で使用されていた。

一方、「資格」については、漢籍に用例は見られるが、日本での使用例は、今回調べた限りでは近代に入るまで見られなかった。佐藤喜代治氏も「[万法精理]の訳語について(1)」の中で、何礼之訳『万法精理』(明治8年～明治9年刊)の中で使われている漢語の中で、「わが国の文献には典拠を見だし得ないもの」でかつ「おもに「大漢和辞典」によつて漢籍に用例を見だし得るもの」のカテゴリーの中に「資格」を挙げている。

この『万法精理』では「其在職中ノ行状ノ正否ニ就キテ再ヒ審判ヲ仰クヲ以テ其義務ト為シタルカ故ニ全ク其資格ヲ有セサルモノハ皆畏憚シテ其名ヲ売リテ苟モ公選ヲ俸僥スルニ至ラサリシナリ」(第2巻第2回共和政治ヲ論シ併セテ民主政治ニ関歩スル諸法ヲ論ス)とあり、現代と同様の意味での使用が見られる。

さらに明治期には次のような例が見られるようになる。

我輩の大に冀望する所は、帝室に於て盛に学校を起し、之を帝室の学校と云わずして私立の資格を附与し、全国の学士を撰てその事に当らしめ、我日本の學術をして政治の外に独立せしむるの一事に在り(福澤諭吉『帝室論』 明治15年)

軍用乗馬資格別紙ノ通相定候条此旨相達事 明治十九年二月十二日

軍用乗馬資格

軍用乗馬ニ供スヘキ馬匹ハ左ノ六項ニ適合スルモノヲ撰定スルモノトス《後略》(明治19年2月12日 陸軍省達乙第11号達)

維新の元勳諸公をして皆な其の轍を學ばしめ皆な大なる平民の資格を以て、政治世界に奔走し諸公が維新の功業によりて博したる…(「国民之友」4 「敢て黒田清隆君に一言す」 明治20年)

また『和英語林集成』初版、再版には「資格」は載っておらず、第三版(明治19年刊)になってから見出し語に立項される。

SHIKAKU シカク 資格 n. Official capacity or character: saibankwan no—  
wo motte iu no de wa nai, I do not say this in my official capacity as a judge.

今回の調査の限りでは、近世以前の日本における「資格」の用例を見つけることは出来なかった。この調査を以て、近世以前は「資格」の使用が全くないとは断定出来ないが、少なくとも近世以前は「資格」が一般的に使われていた語ではなく、明治期に入ってから徐々に使用が広まった語であるとは言えるだろう。つまり松岡の発言の通り、「資格」という語は、日本で古くから使用されてきた語ではなく、当時としてはまだ馴染みが薄い、目新しい言葉であり、「分限」の方が古くから日本で使用されていた、馴染みのある言葉であることが明らかになった。

ここからも、なるべく馴染みの無い語ではなく、当時の日本で使われていた語の方が

よいという考えが見て取れる。

### 3-2-3 音訳語の忌避

まず第 521 条の審議の様子を次に示す。

=====  
(栗塚報告委員)「公共」ノモノアリトハ太陽ノ光線ヲ云フノデアリマス、箕作サンノ  
前デスガ「公共」ト云フ字ハ宜イ字ガアツタラ御直シ下サイ

(箕作委員) 余程苦ミマシタガ宜イ字ガナイカラデスガ「コンムーン」ト云フ字デカ  
ラ「公共」デ宜イトハ、躬ラモ思テハ居リマセン

(栗塚報告委員)「共同物揚場」杯ノ杭ニ斯ウ云ウ「共」ノ字モアリマスカラ少シ嫌ヒ  
ガアリマス寧ロ所有ニ係ル物ニ見ヘマス

(箕作委員) 其嫌ヒハドウモアリマス、翻訳ハ少シ胡麻化シタ気味デ御座イマス  
《中略》

(箕作委員) 公共物ト云フ字ハオカシイカ知レヌガ、適當シタ字ガアリマセンノデス  
(委員長)「公共」ハ皆誰レテモ寄テ持ツ物ト解釈スルヨリ外ハナイ

=====  
ここでは、箕作がフランス語 *commune* の訳語として「公共」という語を宛てたもの  
の、「公共」という漢語では、「共」の字が原語の意味にそぐわず、かといって他に良い  
訳語がないため、翻訳を多少誤魔化していると弁解している。

翻訳の方針としては、無理に「公共」という漢語を宛てず、「コンムーン」と音訳する  
方法もあったのではないかと考える。現に箕作は自身の翻訳した『仏蘭西法律書』(明治  
3~7年刊)ではフランスの制度など、訳し様のない語は音訳にしている<sup>40</sup>ため、原語を  
音訳すること自体は翻訳の方法として選択肢にはあったと思われる。法律取調委員会の  
原案でも *commune* を音訳している箇所がある。

第 501 条 財産ハ各個人若クハ社団又ハ国「デハルトマン」若クハ「コンミュヌ」  
又ハ公設所ノ資産ヲ組成スル権利ナリ  
此権利ニ二種アリ物権及ヒ人権即チ債権是ナリ

ここでは *commune* に加え、*departement* も音訳になっている。

この第 501 条の審議を見ると、次のようなやりとりがなされている。

=====  
(清岡委員)「デハルトマン」「コンミュヌ」杯ト云フハ如何ナル訳デ入レマシタカ

(箕作委員)「ボアソナード」ガ入レタカラ其儘ヲ訳シタノデ御座イマスガ訳シ様ガナ  
イカラデ、日本文ニスレバ府、県、郡、区、町、村トカ云フノデアリマ  
スガ日本文ニ当テ方ガナイノデ其儘置キマシタカラ何トナク宜シク委員

この条でも箕作は commune の訳に苦勞したようで、commune, departement は日本語には訳し様がなかったのだが、ボワソナードの原文にはあるからとりあえずそのまま入れておいたので、委員達の居るこの場でどうするのかを決めたいと述べている。『仏蘭西法律書』の翻訳と同様、箕作は訳し様のないものは音訳にしておいているのだが、なるべくなら音訳語ではなく、別の訳語にしたいという意図が見られる。清岡も「デハルトマン」「コンミュヌ」とそのまま音訳で条文に残っていることに違和感を覚えた結果、箕作にこのように質問したと思われる。

### 3-2-4 箕作麟祥の字句への影響力

これは厳密に言えば、法学者の法律用語観には当てはまらないが、法律用語の形成に関わる問題なので、取り上げたい。

先に述べた通り、法律取調委員会では原則として文字についての問題を取り扱うことはしなかった。その代わり法律取調委員会の略則には「第七条 別ニ翻訳局ヲ置キ外国文ニテ起草シタル法案ノ翻訳ニ掌リ各会議ニ対シ章句文字ノ責任アルモノトス」とあるように、翻訳局という部署を設け、そこに字句の決定を任せていたようである。現在、この翻訳局の実態についてはほとんど明らかにはされていないものの、大久保・高橋（1999）では民法草案議事録筆記の内容から、箕作麟祥が翻訳局での業務に携わっていたのではないかと推測している。

民法草案議事録筆記の中で、箕作が字句の決定に大きく関わっていたことがわかる部分を実際に見てみたい。

#### 第 533 条の審議

- (箕作委員)「許諾」ハ「承諾」トシテハドウデス  
(栗塚報告委員)「其処デ許シヲ」ト云フ意味デ御座イマス  
(南部委員)「承諾」ガ宜ウ御座イマセウ  
(栗塚報告委員)「許スコトヲ」ノ方ガ宜ウ御座イマセウ  
(南部委員)矢張り「許諾」ガ宜イ  
(箕作委員)「許諾」ト云フト威張ツタ様ニナルカラ「承諾」トシタイノデアリマス  
(村田委員)償金ハ法律デ定メテヤルト云フトコトハアリマセンカ  
(栗塚報告委員)アリマセン  
(委員長)箕作サンノ全権ダカラ「承諾」ニシマセウ、宜ケレバ先ヘヤリマセウ

## 第 677 条の審議

=====  
(栗塚報告委員)「留保」ト云フ字ハ箕作サント、相談致シマシヨウガ、意味ハ変リハ  
御座イマセン

(委員長) 宜カロウ

(尾崎委員) 宜ウ御座イマシヨウ  
=====

これらの記述から、字句の決定には箕作の影響があったことが良く見てとれる。

従来、日本語学においての箕作は、フランス法典を日本で最初に翻訳した『仏蘭西法律書』の訳者として強く認識されており、これまでの研究は専ら彼の翻訳した『仏蘭西法律書』についてのものであった。しかし、今後はこの分野においても、法律取調委員としての箕作が与えた旧民法の文言への影響という観点からの研究も必要になって来るだろう。

## 4、おわりに

本稿では、法律用語成立の過程を研究する一環として、法律取調委員会による「民法草案議事筆記」の日本語学的な利用を試みた。この議事筆記から従来ほとんど明らかにされて来なかった、当時の法学者達の日本語の捉え方や法律用語の成立過程を浮き彫りにすることが出来たと考える。また、今まで日本語学の分野で認識されてきた箕作麟祥の姿とは、別の側面があることもこの資料から見えてきた。これらのことから、この「民法草案議事筆記」は法律用語の日本語学的研究においても、重要な手がかりを示す資料であると言えるだろう。

今後は法律用語の語史研究にこの議事録を利用することで、その用語に決定された事情や背景まで検討していくと共に、箕作麟祥の旧民法中の法律用語に対して持っていた影響力について考えていきたい。

### 【参考文献】

石井良助 (1979) 『民法典の編纂』、創文社

大久保泰甫・高橋良彰 (1999) 『ボワソナード民法典の編纂』、雄松堂

小野正弘 (1985) 「中立的意味を持つ語の意味変化の方向について—「分限」を中心にして—」『国語学』 pp.28-38

川口由彦 (2014) 『日本法制史 第2版』、新世社

佐藤喜代治 (1971) 「漢語の源流—「方法精理」の訳語について (1)」『国語語彙の歴史的研究』 pp.314-333

佐野智也 (2016) 『立法沿革研究の新段階—明治民法情報基盤の構築—』、信山社



〔使用文献〕

法務省大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書』8～11 1987年～1988年 商事法務研究会／Boissonade, Gustave "Projet de Code civil pour le l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire" (複製版を使用。ボワソナード民法典研究会編『ボワソナード民法典資料集成』、1999年、雄松堂)／公文類纂第14編81・82巻：国立公文書館デジタルアーカイブを利用した／蜻蛉日記・落窪物語・源氏物語・大鏡・十訓抄・徒然草：新編日本古典文学全集(国立国語研究所「日本語歴史コーパス」を利用した)／去来抄：新編日本古典文学全集(Japanknowledge Lib を利用した)／明六雑誌・国民之友：国立国語研究所蔵本(国立国語研究所「日本語歴史コーパス」を利用した)／大般若波羅蜜多經：SAT 大正新脩大藏經テキストデータベースを利用した／和蘭字彙：桂川甫周編・杉本つとむ解説『和蘭字彙』1974年 早稲田大学出版部／和英語林集成：J.C.へボン著・飛田良文・李漢燮編『和英語林集成一初版・再版・三版対照総索引』2000年～2001年 港の人／西洋事情・福澤文集・学問ノススメ・帝室論：慶応義塾図書館蔵本(慶應義塾図書館デジタルギャラリー「デジタルで読む福澤論書」を利用した)／何礼之訳『万法精理』1875年～1876年(国立国会図書館デジタルコレクションを利用した)／磯部四郎・服部誠一著『伊呂波引民法辞解』1894年(国立国会図書館デジタルコレクションを利用した)／織田得能『織田仏教大辞典』1969年 大蔵出版／中村元『仏教語大辞典』1975年 東京書籍／竹内照夫『礼記』(新釈漢文大系 27～29) 1971年～1979年 明治書院／赤塚忠『大学・中庸』(新釈漢文大系 2) 1967年 明治書院／栗原圭介『孝経』(新釈漢文大系 35) 1986年 明治書院

〔注〕

- 1 これまでの明治期法律用語についての語学的な研究には次のようなものがある。  
松井利彦(1984)「明治初期の法令用語と造語法」『広島女子大学文学部紀要』19／松井利彦(1985)「漢訳「万国公法」の熟字と近代日本漢語」『国語と国文学』62・5／藁科勝之(1987)「明治前期刑法用語の成立とその背景：総則部分の語彙を中心として」『文経論叢 人文科学篇』(弘前大学人文科学部)7／藁科勝之(1998)「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・刑法』の訳語：新しい概念とその翻訳」『弘前大学国語国文学』10／川口二三世(1944)「明治初期の西洋法律書の翻訳 箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』の訳語について」『国語国文』63・12／藁科勝之(1997)『『仏蘭西法律書 刑法』における唐語語彙』『国文学研究』123／藁科勝之(2000)『『仏蘭西法律書 刑法』の唐語と近代刑法用語』『国語語彙史の研究』19／松井利彦(2002)「漢訳語の日本語への受容：漢訳『万国公法』の「責任」の場合」『文林』36／陶芸(2006)「日中同形語「審判」、「裁判」の語史の考察」『言語文化研究』5／南雲千香子(2012)「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書・訴訟法』の漢語訳語—法律用語の訳出傾向—」『人文』(学習院大学人文科学研究所)10／藤本健一(2012)「漢訳『万国公法』の法律用語が日中両語に与えた影響」『中国言語文化研究』1／鄭艶(2013)「日本における「動産・不動産」の定着に関する一考察」『或問』31／藤本健一(2013)「19世紀末の日中両訳ナポレオン法典における法律新語の性質：箕作麟祥訳とビレクイン訳を中心に」『研究会報告』34／鄭艶(2014)「日本における「重婚」の新義付与について」『中国語研究』56／南雲千香子(2014)「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書 訴訟法』における翻訳の方法—英語系辞書使用の観点から—」『国語と国文学』91・3／藤本健一(2014)「嚴復訳『法意』の法律語とその影響：何礼之訳『萬法精理』との比較」『中国語研究』56／鄭艶(2015)「清末の法律用語辞書に見える和製法律用語からの影響」『中国語研究』57／南雲千香子(2015)「箕作麟祥訳『仏蘭西法律書』における傍訓付き漢語について」『日本語学論集』(東京大学大学院人文社会科学系研究科国語研究室)11
- 2 この学振版は、民法関係、商法関係、民事訴訟法関係の資料や委員会の日誌などがあり、全部で288巻にも及ぶ。この288巻は8セット作られたとされ、それぞれ国立国会図書館支部法務図書館、東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、慶應大学、早稲田大学、一橋大学に所蔵されている。このうち、法務図書館蔵版は国立国会図書館デジタルコレクション内で、慶應義塾大学蔵版は Google Books で公開されている。なお、学振版の元となった司法省の資料は昭和20年に戦災で焼失した。
- 3 本稿では、簡便に利用出来かつ印刷が鮮明で見やすいため『日本近代立法資料叢書』(商事法務研究会)に収録されているものを使用した。これは学振版を翻刻したものである。しかし、翻刻が正確でない部分があるため、字句の確認のために、法務図書館蔵版及び慶應大学蔵版も用いた。
- 4 この明治23年に公布された民法を日本近代法制史の慣習に倣い、以降「旧民法」と呼ぶ。

5 この際、商法についても同様の論争が起こった。

6 特に批判されたのは民法の人事編のあり方で、「日本固有の家族制度を破壊する」として激しい批判や反対の声があがった。法学者、穂積八束の論文「民法出デテ忠孝亡ブ」は明治23年民法への批判の代表的論文である。

7 この明治29年に公布された民法を日本近代法制史の慣習に倣い、以降「明治民法」と呼ぶ。

8 大久保・高橋1999や、『ポフソナード民法典資料集成』の解題ではこのように解説されているが、佐野2016では、「フランス語草案も、確実なことはわかっていない。調査案審議の段階では、プロジェクト第二版ですすで出版されていた部分もあるが、翻訳の直接の対象は、これとは別のものであったと考えられる。」(p.32)としている。本稿では、フランス語原文は日本語訳から見て、ポフソナードが民法編纂局時代に作成したものと同一だと思われるものを掲載している。

9 山田顕義(やまだあきよし 1844-1892) 明治時代の軍人、政治家。もと長門(山口県)萩藩士。岩倉遣外使節に随行して欧米の兵制を視察し、東京鎮台司令長官。明治11年陸軍中將。工部卿、司法卿などを歴任し、第1次伊藤内閣から4代の内閣の法相となる。日本法律学校(現日大)、国学院の創立にかかわった。枢密顧問官。『日本人名大辞典』(講談社、2001年)より抜粋。以下、注の人物解説は、特に断りが無いものについては全て『日本人名大辞典』からの抜粋によるものである。

10 細川潤次郎(ほそかわじゅんじろう 1834-1923) 幕末-大正時代の法制学者、教育家。土佐高知藩士。藩政改革に参画し「海南政典」を編集。維新後、開成学校権判事となり、新聞紙条例、出版条例を起草した。明治9年元老院議員、23年貴族院議員、26年枢密顧問官。女子高等師範校長、学習院院長心得などをつとめた。

11 箕作麟祥(みつくりりんしょう 1846-1897) 明治時代の法学者。箕作吾吾の子。幕臣となり、慶応3年パリ万国博に派遣された徳川昭武に随行。帰国後新政府に出入し、ナポレオン法典の翻訳、民法・商法の編成にあたる。司法次官、行政裁判所長官などを歴任。貴族院議員。

12 鶴田皓(つるたあきら 1836-1888) 明治時代の官僚。江木鰯水、木下犀譚らにまなぶ。維新後、大学校から刑部省(のち司法省)にはいり、新律綱領など刑法の制定にあたる。元老院議員。

13 清岡公張(きよおかともはる、1841-1901) 幕末-明治時代の尊攘運動家、官僚。清岡道之助の弟。土佐高知藩郷士。藩命をうけて公卿三条実美の衛士となり、文久3年の七卿落ち、慶応元年の太宰府行にしがたう。維新後は元老院議員、枢密顧問官などをつとめた。

14 村田保(むらた たもつ 1843-1925) 明治-大正時代の官僚、政治家。肥前唐津(藩(佐賀県)藩士)の長男。太政官、内務省につとめ、明治23年貴族院議員。大正3年のシーメンス事件で、山本内閣弾劾の演説をおこない議員を辞職。水産伝習所(東京水産大の前身)の創設などで水産界に貢献し、水産翁と称された。

15 三好退蔵(みよし たいざう 1845-1908) 明治時代の司法官。もと日向(宮崎県)高鍋藩士。司法省にはいり、明治15年伊藤博文に随行してヨーロッパの裁判制度を調査、19年司法次官。23年大審院検事総長となり、翌年大津事件を担当。26年大審院長。のち貴族院議員、東京弁護士会会長。

16 尾崎忠治(おざき ただはる 1831-1905) 明治時代の司法官。奥宮徳斎にまなび、明治3年刑部大解部となる。東京控訴院長、大審院長などをつとめ、23年枢密顧問官。

17 西成度(にしなり のり 1835-1891) 明治時代の司法官。もと幕臣。明治4年司法省にはいり、大審院刑事第一局長、東京控訴院長をへて23年大審院長となる。肥前平戸(長崎県)出身。

18 南部甕男(なんぶ みかお 1845-1923) 明治-大正時代の司法官。もと土佐高知藩士。奥宮徳斎に陽明学をまなび、京都で尊攘運動にくわわる。維新後、各地の裁判所長、東京控訴院長などをへて、大審院長をつとめた。枢密顧問官。名は「かめお」ともよむ。

19 榎村正直(まきむら まさなお 1834-1896) 幕末-明治時代の武士、官僚。長門(山口県)萩藩士羽仁正純の次男。京都府の権大参事をへて、明治10年知事となる。学校、博物館、勸業場などを創設して京都の振興につとめた。のち元老院議員、行政裁判所長官、貴族院議員。

20 尾崎三良(おざき さぶろう 1842-1918) 幕末-明治時代の官僚、政治家。三条実美につかえ、慶応4年実美の子公恭にしたがいイギリスに留学する。太政官大書記官、元老院議員、法制局長官などをつとめ、23年貴族院議員。京都出身。

21 北島治房(きたばたけ はるふさ 1833-1921) 幕末-明治時代の尊攘運動家、司法官。大和(奈良県)中宮寺の寺侍。天誅組の大和拳兵、水戸天狗党の乱に参加。維新後は大審院判事などをへて明治24年大阪控訴院院長。15年の大隈重信の立憲改進黨結成にもくわわった。男爵。貴族院議員。

- 22 今村和郎（いまむら-かざろう 1846-1891）明治時代の官僚。箕作麟祥の家塾でフランス語をまなぶ。明治4年岩倉遣外使節団にしたがってフランスに留学。帰国後内務・外務両省の権大書記官、行政裁判所評定官などをつとめた。貴族院議員。土佐(高知県)出身。
- 23 栗塚省吾（くりづか-せいご 1853-1920）明治-大正時代の司法官、政治家。フランス留学後に司法省に勤務し、民事局長、大審院判事などを歴任。のち弁護士となった。明治35年衆議院議員(当選3回、政友会)。越前(福井県)出身。大学南校(現東大)卒。
- 24 井上正一（いのうえ-しょういち 1850-1936）明治-大正時代の司法官。大学南校でボワソナードにまなび、明治9年司法省法学校を卒業。フランス留学後、司法省の翻訳課長、参事官などを歴任。23年衆議院議員。のち東京控訴院検事、大審院部長などをつとめた。長門(山口県)出身。
- 25 寺島直（てらじま-なおし 1837-1910）幕末-明治時代の尊攘運動家、司法官。梅田雲浜らと行動をとる。維新後、敦賀県参事、大審院判事、民事部長などをつとめる。また司法省顧問ボワソナードと日本民法の編集にたずさわった。下総小見川(千葉県)出身。
- 26 生没年や略歴等不明。大久保・高橋（1999）では、元々は大審院評定官であったという。
- 27 工藤則勝（くどう-のりかつ 1847-1916）明治時代の司法官。陸奥弘前(青森県)の人。弘前藩藩校稽古館でまなぶ。明治5年司法省にはいり、11年判事となる。東京地方裁判所検事正、函館控訴院検事長をへて、36年大審院検事にすんだ。
- 28 磯部四郎（いそべ-しろう 1851-1923）明治-大正時代の司法官、政治家。林英尚の4男。林太仲の弟。司法省明法寮をおえ、パリ大に留学。帰国後、民法の編集にあたる。明治19年大審院判事。23年第1回来議院選挙に当選(当選4回、政友会)。大審院検事、東京弁護士会会長をへて、大正3年貴族院議員。越中(富山県)出身。
- 29 光妙寺三郎（こうみょう-じ-さぶろう 1849-1893）明治時代の官僚。明治3年フランスにわたり法律をまなぶ。帰国後、東洋自由新聞記者をへて太政官に勤務。19年大審院検事となり、明治法律学校(現明大)講師をかねる。22年逓信省参事官。23年衆議院議員。周防(山口県)出身。
- 30 生没年や略歴等不明。大久保・高橋（1999）によれば、元々司法省の参事官で、民法編纂局時代から草案の翻訳に携わっていたという。
- 31 熊野敏三（くまの-びんぞう 1855-1899）明治時代の官僚。明治8年司法省の留学生としてフランスに派遣され、16年帰国。大審院判事、法典調査会主査などをつとめ、民法や商法をはじめ各種法案の起草に尽力した。長門(山口県)出身。司法省法学校卒。
- 32 Boissonade de Fontarabie, Gustave Emile (1825-1910) フランスの法学者。明治6年(1873)日本政府の招きで来日。司法省法学校、明治法律学校(現明大)、和仏法律学校(現法大)などで講義。旧刑法、治罪法、旧民法を起草。拷問制度の廃止や外交面でも貢献した。28年帰国。バンセンヌ出身。パリ大卒。
- 33 Kirkwood, William Montague Hammett (1850-1926) イギリス人。司法省法律顧問。マールバラ・カレッジに学び法律を専攻した。1874年来日し、1882年から1885年まで駐日イギリス公使館および各領事の法律顧問となり、さらに日本におけるイギリス王室代言人となった。1885年日本政府に雇用され、司法省法律顧問に就任。翌1886年8月6日外務省に井上馨外相を長とした法律取調委員会が設置され、彼は法律取調委員に任命された。同委員会はその後もなく司法省に移管され、あらたに山田顕義法相のもとに作業を開始した。1901年7月31日満期解任となり帰国。日本政府から功績に対して勲二等旭日重光章が贈られた。(竹内博編著『来日西洋人名辞典』(日外アソシエーツ、1995)一部省略)
- 34 Mosse, Albert (1846-1925) ドイツの法学者。ベルリン市裁判所判事。明治15年(1882)憲法調査のためドイツをおとずれた伊藤博文らに、師のグナイストにかかわって講義。19年内閣・内務省法律顧問として来日し、市制、町村制の原案を起草した。23年帰国。のちケーニヒスベルク大名誉教授。ベルリン大卒。(『来日西洋人名辞典』一部省略)
- 35 Techow, Regierungs Rath Hermann 生没年不明。ドイツ人。内務省顧問。1883年より3年間の契約で、わが国政府内閣顧問として招かれて来日した。当時憲法調査のためヨーロッパに渡った伊藤博文が、ビスマルク首相の斡旋によりドイツ人学者の雇用を決定した。彼の略歴等の詳細に就いては明らかでない。
- 36 生没年や略歴等不明。大久保・高橋（1999）によれば、法律取調委員会雇であったという。
- 37 Roesler, Karl Friedrich Hermann (1834-1894) ドイツの法学者、経済学者。ロストック大教授。

明治11年日本政府の招きで来日、外務省顧問、内閣顧問となる。20年プロイセン憲法を手本として「日本帝国憲法草案」を提出、その骨子は明治憲法に取り入れられた。また商法の起草にもあたる。26年帰国。バイエルン出身。エルランゲン大卒、ミュンヘン大卒。

<sup>38</sup> 生没年や略歴等不明。大久保・高橋（1999）によれば、司法省雇法律顧問であったという。

<sup>39</sup> 栗塚の発言の趣旨からすると「本性」の誤りか。ちなみに法務図書館蔵の学振版及び慶應義塾大学蔵の学振版でも「天性」となっている。

<sup>40</sup> 但し、明治16年に改訂増補版である『増訂仏蘭西法律書』を刊行した際には、対応する制度や用語があるものについては漢語に置き換えている。

〔付記〕

本稿の執筆にあたり、名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センターの佐野智也氏には数多くのご教示を賜った。厚く御礼申し上げる次第である。

（なぐも ちかこ 大学院人文社会系研究科 博士課程3年）